



特定医療費（指定難病）受給者証の申請手続きには
「マイナンバー」の記載が必要です。

マイナンバーは、特定医療費（指定難病）支給認定のために利用します。書類をご提出いただく際には、窓口において「マイナンバーの確認」と「身元の確認」を行いますので、以下の書類をお持ちくださいますようお願いいたします。

1 受診者（患者）ご本人が手続される場合

必要書類

マイナンバー（個人番号）の確認 （正しい番号であることの確認）

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード（裏面）
- 通知カード（氏名、住所等の記載事項が住民票と一致するもの）
- 個人番号付きの住民票の写し



身元の確認 （番号の正しい持ち主であることの確認）

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード（表面）
- 保険証及び課税証明書
- 顔写真入りの身分証明書※
- 顔写真がない身分証明書（2つ）※

2 患者のご家族や施設の職員等、代理人が手続される場合

受診者（患者）の「番号確認」に加えて、代理人の「代理権、身元確認」を行います。

代理権の確認

以下のいずれかを提示

- 委任状
- 法定代理人であることを証する書類
〔戸籍謄本、その他資格を証明する書類〕



代理人の身元確認

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード
- 顔写真入りの身分証明書※
- 顔写真の入っていない身分証明書（2つ）※



受診者（患者）の番号確認

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード（裏面）
- 通知カード（氏名、住所等の記載事項が住民票と一致するもの）
- 個人番号付きの住民票の写し

※身元の確認の書類となるもの

■ 顔写真入りの身分証明書	運転免許証、運転経歴証明書、パスポートなど
■ 顔写真の入っていない身分証明書 （2つ以上提示が必要）	保険証、課税証明書、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、社員証・資格証明書（氏名、生年月日または住所が記載されているもの。） 特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定医療費医療受給者証、住民票の写し、住民票記載事項証明書（個人番号の確認として提示した場合は不可）、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本、抄本も可）など

※郵送で申請する場合は、マイナンバーの確認書類や身元確認書類のコピーが必要です。

※支給認定基準世帯員のマイナンバーは窓口では確認を行わないため、記載にあたってはお間違えのないようにご注意ください。